

四日市市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第66号

四日市市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

四日市市児童福祉法施行細則（平成24年四日市市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第24号様式を次のように改める。

第24号様式（第15条関係）

<p>助産施設入所承諾書</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">四日市市社会福祉事務所 所長 印</p> <p>様</p> <p>申込みのありました助産施設への入所について次のとおり承諾いたします。</p>	
入所する妊産婦の氏名	
入所する助産施設の名称及び 所在地	
出産予定日	
徴収金の月額及び納入方法	

- 備考
- 1 徴収金について変更のあった場合はその旨通知いたします。
  - 2 助産施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
  - 3 助産施設への入所が適当と認められなくなった場合には助産の実施を解除いたします。

不服申立て及び取消訴訟

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 28 号様式を次のように改める。

第28号様式（第16条関係）

母子生活支援施設入所承諾書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

印

様

申込みのありました母子生活支援施設への入所について次のとおり承諾いたします。

入所する保護者及びその監護する児童の氏名	
入所する母子生活支援施設の名称及び所在地	
母子保護の実施期間	
徴収金の月額及び納入方法	

- 備考
- 1 徴収金について変更のあった場合はその旨通知いたします。
  - 2 母子生活支援施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
  - 3 母子生活支援施設への入所が適当と認められなくなった場合には母子保護の実施を解除いたします。

不服申立てと取消訴訟

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(こども未来部こども発達支援課)